

## 指導事項

### 1. 建設工事の適正な施工確保について

- (1) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請負契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者並びに監理技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを配置すること。また、現場代理人及び建設業法第26条の3に規定する専任の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に常駐して専らその職務に従事すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

### 2. 労働条件・福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度及び各種保険制度への加入等、労働条件・福祉の改善に努めること。

### 3. 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 請負者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約書に添付すること。
- (3) 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (4) 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (5) 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようすること。
- (6) 請負者は、建設業退職金共済組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。